

2019年5月30日

福島県知事  
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団  
団 長 神山 悦子  
副 団 長 阿部裕美子  
同 宮川えみ子  
幹 事 長 宮本しづえ  
政調会長 吉田 英策

## 2019年6月定例県議会に関する申し入れ

### はじめに

東日本大震災・原発事故からまもなく8年3ヶ月になろうとしています。このほど、県が親戚や知人宅などへの県内避難者数について各市町村に精査を依頼した結果、これまで不明だった南相馬市が2,730人と判明したほか、全体としては4,086人増加しました。県外避難者31,908人と合わせて、いまなお4万3千人を超える県民が避難生活を継続しています。震災関連死は2,274人と増え続け、避難指示が解除された区域の居住率は25.3%と住民の帰還はすすんでいません。今年3月末で応急仮設住宅供与が打ち切られた南相馬市、川俣町、川内村、帰還困難区域を除く葛尾村・飯舘村の避難者のうち、住まいが未確保で退去できない世帯は17世帯(4/1現在)です。避難生活の長期化、賠償や住宅支援が打ち切られた被災者の生活苦、これら命に直結する深刻な課題として県がどう向き合うかが問われています。来年3月末の富岡町・浪江町の全域および葛尾村・飯舘村の帰還困難区域からの避難者に対する供与打ち切り方針はただちに撤回すべきです。

党県議団は5/9福島第一原発視察を行いました。1号機から4号機建屋が望める高台で降車、遠隔操作により燃料プールからの核燃料取り出しに向けた作業などが行われており、長期にわたり困難な廃炉作業が続く現状を調査しました。

東京電力が昨年6月に福島第二原発廃炉の検討表明をしてから、1年が経過しようとしています。廃炉の正式決断が先延ばしにされたままでは、避難者が帰還を決断できないことは明らかです。オール福島の思いにいつまで背き続けるのか、事業者任せではなく国にただちに決断させ、全国の原発再稼働と海外輸出に強く反対の意志を示すことは福島県民を代表する知事の役割です。

ADR集団申し立て和解案を東電が拒否し続けている問題で、一部個別対応で和解に応じた事例もでてきていることは、あきらめない県民運動の成果です。県としてもおおいに支援するよう求めるものです。

憲法記念日5/3付の各紙世論調査によれば、安倍政権のもとでの改憲に「朝日」賛成36%、反対52%、「毎日」賛成31%、反対48%となっています。にもかかわらず、

安倍首相は同日、あらためて 2020 年の改憲施行に言及し、期限を区切った 9 条改憲に執念を燃やしています。

10 月からの消費税 10%増税についても、「朝日」賛成 27%、反対 65%となっており、「こんな経済情勢で増税を強行していいのか」との声は増税に賛成する人たちの中からもあがっています。日本の経済と国民の暮らしを破壊する消費税増税は中止すべきです。5/22、日本共産党は「消費税増税の中止 暮らしに希望を一 3つの提案」を発表しました。明日の暮らしに希望を持てる社会にするために、①8時間働けばふつうにらせる社会を一賃上げと労働時間の短縮で ②暮らしを支える社会保障を ③お金の心配なく、学び、子育てができる社会を これら 3つの提案の諸施策は、大企業と富裕層への優遇税制を是正するとともに、大企業に中小企業並みの税負担率を求めることや米軍への「思いやり予算」などを廃止することでうまれる 7.5 兆円の新たな財源で実現可能であり、増税の必要はありません。7.5 兆円は消費税 3%分を減税したと同じ経済効果があります。

アメリカいなるの姿勢も際立っています。安倍首相は、来日した米トランプ大統領に日米貿易協定への早期妥結を迫られており、農業分野で日本の市場をさらに明け渡す危険性が指摘されています。F 3 5 戦闘機 105 機の追加購入も予定通り行う計画です。県内ではオスプレイ飛行の目撃情報が次々と寄せられ、4/18 党県議団は日米地位協定の見直しが県民の安全にとっても不可欠であるとして、緊急申入れを行いました。

こうした中で、安倍政権は今国会で 1 カ月半以上も衆参の予算委員会を開いていません。野党の開催要求に応えず論戦回避を続ける姿勢は許されるものではなく、参院選挙を控え、安倍強権政治によるウソとごまかしの政治を許さない国民監視の目が必要です。

5/20、党県議団と地方議員団は政府交渉を行いました。大震災・原発事故から 8 年が経過するもとの、複雑深刻化する県民の実態に国が加害者として真摯に向き合い対応するよう求めました。

国の悪政から県民の暮らしと命を守る防波堤となり、憲法と地方自治が生きる県政運営が強く求められます。6 月定例会に先立ち、以上の観点に立って、具体的施策を実施するよう要望します。

## 一、安倍政権の防波堤となる県政に

- 1、憲法 9 条に自衛隊を明記すれば、憲法の平和原則、基本的人権の尊重、民主主義を根底から覆されることから、「戦争する国づくり」をねらう安倍政権に対し、9 条改憲中止を求めるとともに、憲法 9 条を生かした平和外交への転換を図るよう政府に求めること。
- 2、昨年 10 月に横田基地に配備された米空軍の C V22 オスプレイが、青森県三沢基地間を飛行ルートも公開せずに本県上空でも低空飛行訓練を実施している。県民の

命と財産、安全を守るため、米軍へ抗議するとともに、訓練の中止を求めること。  
また、この背景にある日米地位協定の抜本改正を国に強く求めること。

- 3、政府が5月の月例経済報告で景気判断を悪化と下方修正したように、日本も世界も経済情勢は悪化していることは明白であり、消費税10%への増税中止を国に強く求めること。消費税を増税しなくても、社会保障や国民の暮らし・中小企業に回す財源確保は十分可能であることから、国にこれらの分野の予算拡充を求めること。
- 4、被爆国として、核兵器禁止条約への署名を早期に行うよう国に求めること。アメリカの未臨界核実験に対し、強く抗議すること。
- 5、日本の農業と食料に壊滅的打撃を与えることになる日米FTA（自由貿易協定）交渉は中止するよう国に求めること。
- 6、LGBTなどの性的マイノリティやジェンダーによる差別と分断、ハラスメントをなくし、誰もが尊厳をもって自分らしく生きられる社会をつくるための法整備を国に求めること。

## 二、第二原発廃炉を正式表明させ、全国の原発再稼働にストップを

- 1、国に対し、第二原発廃炉の政治判断を行うよう求めるとともに、東京電力に対しても廃炉の正式決定をおこなうよう求めること。
- 2、全国の原発再稼働中止と「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案」いわゆる「原発ゼロ基本法案」の早期成立を国に求めること。
- 3、第一原発3号機の核燃料取り出し機器のトラブル、1、2号機排気塔解体でのトラブルが続くことから、安全で確実な作業を東京電力に求めること。
- 4、廃炉作業に従事する労働者の多重下請けを是正し、被ばくや健康管理の徹底、長時間労働、賃金未払いをなくし、安全な労働環境を確保するよう、国・東京電力に求めること。
- 5、外国人労働者が、原発構内での作業に従事することは認めないこと。
- 6、県は、福島第一原発事故の事故検証委員会を設置し独自の検証を行うとともに、安全な作業を行うよう廃炉作業の監視を強めること。
- 7、県内原発の廃炉が完了するまでリアルタイム線量測定システムを継続するよう国に求めるとともに、避難指示が解除された区域への増設を求めること。
- 8、汚染水のタンク保管を継続し、海洋放出には反対すること。
- 9、県は津波の浸水想定区域を12年ぶりに見直し、大熊海岸では最大21.8mの津波を想定していることから、東京電力に県の浸水想定に基づき防潮堤の高さを見直すよう求めること。

## 三、被災者切り捨てを許さず、原発事故からの真の復興を

### (1) 避難者、被災者支援の強化について

- 1、県として避難者の実態調査を行い、正確な避難者数を把握するとともに、8年が経過した現時点での丁寧な要望の聞き取りを行い、必要な施策を再構築すること。
- 2、避難指示が解除された地域での住民の居住率が依然として25%と低い現状を踏ま

- え、生活再建の土台である住まいの確保を支援の柱に位置付け継続すること。
- 3、帰還した住民が孤立しないよう、個別の支援を強化するため、生活支援相談員を配置すること。
  - 4、国家公務員宿舎に避難する区域外避難者へのペナルティである2倍家賃の請求は行わないこと。県は、生活保護世帯及び公営住宅への入居に時間を要する18世帯は特例で入居延長を認めている。仕事や学校などの理由で他に住まいが決められず行き場のない50世帯についても入居延長を認めること。法的手段による追い出しは行わないこと。
  - 5、本年3月末で仮設・借り上げ住宅の提供が終了しても、新たな住まいが確保できない17世帯に対し、法的手段を用いた強制的追い出しは行わないこと。
  - 6、今もなお1万6千人近い避難区域外からの避難者が全国に避難している実態を踏まえて、3月末で打ち切られた県の自主避難者向け家賃補助を再開すること。
  - 7、被災県民は被ばくによる子どもたちへの健康影響を心配しており、甲状腺検査等の健康調査を継続すること。
  - 8、国は原発から5km圏内の住民への安定ヨウ素剤の事前配布を行う方針を示したが、役所等の保管ではなく個人への配布を基本とし、住民に対する服用の際の安全教育を徹底するよう市町村を支援すること。

## (2) 徹底した除染の実施を

- 1、国は、帰還困難区域において、特定復興再生拠点のみを対象に除染を実施しているが、希望があれば対象とならない区域の住宅も除染対象とするよう、対象区域の拡大を国に求めること。
- 2、中間貯蔵施設への除去土壌の搬入量が今年度は昨年度の2倍を超えることから、交通安全対策、環境保全対策を強化するよう国に求めること。
- 3、除去土壌の再生利用は、生活環境汚染や風評被害に繋がると県民の反対が強いため、行わないよう国に強く求めること。
- 4、市町村主体の除染で「調査にて終了」とされた住宅でも除染を希望する事例があることから、希望者の除染が実施できるよう国に求めるとともに、市町村を支援すること。
- 5、樹園地における表土除去の除染はまだ途上にあることから、希望者への除染が円滑に実施されるよう市町村を支援すること。

## (3) 賠償について

- 1、ADR集団申し立ての和解案を拒否し続けていた東京電力が、個別の協議により和解に合意した事例も一部に生まれている。個別の協議が困難な例もあるため、県は東京電力へ、集団申し立てによる和解案を受け入れるよう求めること。また、県は個別の再協議を支援すること。

- 2、原発裁判で国の賠償指針を超える賠償の判決が出されていることを踏まえて、県として賠償指針の見直しを国に求めること。
- 3、商工業者の追加賠償請求に対し、和解に応じたのは僅か1%に留まり、農林業も賠償が事実上打ち切られている実態があることから、県として東京電力と国に賠償の打ち切りをやめるよう強く求めること。
- 4、県原子力損害対策協議会全体会議を開催し、完全賠償を求める「オール福島」の意志を国と東京電力に示すこと。
- 5、避難指示が解除されても、避難を継続する住民は多数を占め、すでに精神的賠償が終了したため生活保護を受給せざるを得ない世帯も生まれている現状を踏まえ、精神的賠償の再開、故郷喪失慰謝料の拡大を国に求めること。
- 6、賠償請求の時効期間をさらに延長すること。

#### 四、暮らしに安心と希望を

##### (1) 8時間働けば普通に暮らせる社会に

- 1、福島県の最低賃金は772円、東京都の985円とは時給で213円、年収で43万円もの格差が生じている。本県の労働力を確保し、地域経済を元気にするため、最低賃金を全国一律1,000円に引き上げるよう国に求めること。そのため、わずか7億円まで減少した国の中小企業予算を大幅に増額するよう国に求めること。
- 2、働く労働者の時給を1,000円以上にした中小零細企業に対し、県が補助金を出す制度を創設すること。
- 3、外国人労働者の受け入れに当たっては、劣悪な労働環境、低賃金を解消し、人間らしく働ける労働環境を整備するため、県内企業を指導するとともに悪質な斡旋業者は排除するよう国に求めること。
- 4、残業代ゼロ制度や上限100時間まで残業を認める制度を廃止し、「残業は週15時間、月45時間、年360時間まで」と上限を労働基準法で規制するなど、長時間労働を是正するよう国に求めるとともに、県として県内企業に協力を要請すること。
- 5、介護や保育労働者の月5万円の賃上げを政府の責任で行うよう国に求めるとともに、県としても財政支援をすること。
- 6、非正規雇用労働者の正社員化を進めること。
- 7、2020年度から施行される会計年度内職員の扱いについて、県は法の趣旨を踏まえ、本人に不利益にならないよう適切な対応を行うとともに、市町村にも徹底すること。

##### (2) 暮らしを支える社会保障の実現を

- 1、高すぎる国民健康保険税を社会保険料並みに引き下げするため、1兆円の公費を投入し、「均等割」「平等割」を廃止するよう国に求めること。当面、南相馬市などで始まっている子どもに係る均等割の廃止を県の制度として実施すること。
- 2、物価が上昇しても年金は上がらないマクロ経済スライドは中止し、基礎年金額以下の年金受給者に対し、一律年間6万円の底上げを行うよう国に求めること。

- 3、介護保険料を軽減するため、国庫負担を大幅に増やすこと。異常に高い被災地への特例措置を講ずるよう国に求めること。
- 4、生活保護費の連続する削減を中止し、削減前の水準に回復するよう国に求めること。
- 5、1万人の特別養護老人ホームの待機者を解消すること。必要な介護施設職員確保のため、県独自の給与改善策を行うこと。
- 6、昨年改悪された就労継続支援施設への報酬体系をもとに戻すとともに、障がい者総合支援法に基づく報酬単価を抜本的に引き上げるよう国に求めること。障がい者施設に対する被災地加算を国に求め、県としても創設すること。
- 7、2015年に難病法が施行され、医療費補助対象が331疾患まで広がったものの、軽度者が対象から外されていることから、来年の見直しに向けて、国に対し難病指定の拡充とすべての難病の治療を公費で負担するよう求めること。

### (3) お金の心配なく学び、子育てできる社会を

- 1、今年4月から、小学4年生から中学2年生を対象にした福島県新学力テストが初めて実施された。子どもや教師に異常な競争をまねき、教員の多忙化に拍車をかける新学力テストは全国学力テストも含め、中止すること。また、テストの結果の公表をやめるとともに、教員評価にはつなげないこと。
- 2、県立高校改革前期実施計画に対し、保護者や地域住民・首長からも、地域文化の拠点がなくなれば地域はいっそう疲弊するとの声が相次いでいる。県立高校の統廃合にあたっては、学校関係者や地域住民の声を丁寧に聞き、見直すこと。また、「特色化」という名の高校の選別化を見直し、中止すること。各地で開催されている説明会にあたっては希望する誰もが参加でき、意見を言える機会を設けること。
- 3、伊達・南会津・安達地方の3つの特別支援学校新設を早期に実現すること。また、特別支援学校卒業後の受け入れ先となる福祉作業所等の確保を県として支援すること。
- 4、県内での「いじめ」の認知件数が増えていることから、第三者委員会の検証結果を真摯に受け止め、再発防止に努めること。あわせて、第三者委員会における実務的に負担の大きい弁護士報酬を引き上げること。
- 5、新学期に教員が不足する事例や、産休・育休などの代替教員も不足する事態が発生していることから、教員加配にとどめず正規教員の増員を行うこと。
- 6、各都道府県に最低1校を設置することになっている夜間中学については、県が設置すること。不登校や中国帰国者2世や3世、外国人労働者など、多様な学びを保障できるようにすること。
- 7、お金の心配なく学べる環境をどの子どもにも保障し、まず学校給食の無償化を県として実施すること。
- 8、高校生、専門学校生、短大生、大学生向けの給付型奨学金制度の大幅な拡充を国に求めるとともに、県としても制度を創設すること。

- 9、県中児童相談所を一時保護所と一体で整備するにあたり、一時保護所は男女別、年齢や保護内容別の部屋を確保すること。夜間の対応は正規職員を配置すること。
- 10、本県でも児童虐待が過去最多を更新していることから、国の基準を上回る児童福祉司を大幅に増員すること。虐待した親に対する丁寧な研修プログラムを用意すること。
- 11、幼児教育と保育を一部無償化する「子ども・子育て支援法」は、すべての子どもを対象とし、保育の質が確保されるよう国に改善を求めること。
- 12、保育所の待機児解消は、認可保育所の増設を基本とし、保育士の賃金引上げを国に求めること。
- 13、放課後児童クラブ（学童保育）の国の職員配置基準について、「従うべき基準」から「参酌基準」への基準緩和は行わないよう国に求めること。保育の「質の確保」を前提に、施設の拡充と放課後児童支援員の処遇改善を行うよう、市町村を支援すること。

## 五、再生可能エネルギーの推進について

- 1、本県の再生可能エネルギーは、メガ発電など県外資本の大規模事業ではなく地域密着型、住民参加型、地産地消・環境共生型ですすめる県条例を制定すること。
- 2、小規模の太陽光発電でも土砂崩壊等の問題が起きていることから、環境破壊にならないよう県独自のルールをつくること。
- 3、いわき市遠野地区に計画されている三大明神風力発電と遠野風力発電については、土砂災害や飲料水の枯渇など環境破壊が懸念され、地域住民の合意も得られていないことから国に中止を求めること。
- 4、福島市吾妻開パ、水原開パ、高湯先達山のメガソーラー発電計画は環境破壊の懸念があることから、中止を含め計画の見直しを求めること。
- 5、住宅用太陽光発電は補助単価を引き上げ、数値目標をもって推進するとともに、蓄電池設置の補助制度を早期に具体化すること。
- 6、農地活用のソーラーシェアリングの推進を図ること。

## 六、農林水産業、中小企業、観光の復興について

- 1、今年から始まった国連家族農業年を踏まえて、小規模農業を支援するための施策を拡充すること。
- 2、農地の4割を占める中山間地への直接支払制度の利活用促進に向け、市町村と農家を支援すること。また、米の直接支払交付金制度の復活を国に求めるとともに、県として支援制度を創設すること。
- 3、避難指示解除区域のみならず、米の全量全袋検査の継続を希望する農家や自治体の声がある。抽出検査への安易な移行をやめ、安全、安心確保のため全量全袋検査を継続すること。
- 4、原発事故後、事業再開の意思があっても困難を抱える事業者に対し、個別の支援を強化すること。

- 5、依然回復していない本県の教育旅行を引き続き支援すること。
- 6、県が見直しを進めている商業まちづくり条例の基本方針案に対して、地域の商工会からは経営に壊滅的打撃を及ぼすと反対の意見が寄せられている。すでに立地された小名浜のイオンモールおよび周辺の小売店も売上が減少しているとの報告もある。県は地域経済を守るために本条例の趣旨を生かし、基本方針の見直しおよび店舗面積の要件緩和は行わないこと。

## 七、防災・減災対策について

- 1、災害時の避難勧告等に関するガイドライン改定により、住民がとるべき行動が示された。今年の出水期から運用を目指すこととされていることから、要支援者を含め住民の理解促進に向け市町村を支援すること。
- 2、県内の火山活動が活発化しており、吾妻山の噴火警戒レベルが再度2に引き上げられたことから、安全対策を強化するとともに、通行規制により観光への影響が深刻化する地元業者に対して営業支援を行うこと。
- 3、5月に猛暑日を観測し、今夏も猛暑が心配されることから、学校のエアコン設置工事を促進するとともに、特別教室や体育館への設置も早期に実施すること。
- 4、猛暑対策として、高校エアコンの使用時期などに制限をかけず、適正な使用が図られるよう、学校維持管理予算を拡充すること。
- 5、異常気象の原因である地球温暖化に対し、国の長期戦略素案は目標自体が低く引き上げが必要である。具体的対策が先延ばしされかねないことから、素案を抜本的に見直し、温室効果ガス削減に国が本気で取り組むよう求めること。
- 6、災害時に復旧や被災者支援に献身的に取り組んでいる地元の中小業者に対し、非常用発電器や防災倉庫等への補助制度の創設を国に求めるとともに、県も支援制度をつくること。

以上